

介護保険の住宅改修 ～介護保険から「住宅改修費」の支給が受けられます～

■対象者は？

介護保険の要介護認定で、要支援1・2、要介護1～5と認定されたかたが対象となり、要支援1・2のかたは介護予防住宅改修費、要介護1～5のかたは居宅介護住宅改修費の支給を受けられます。

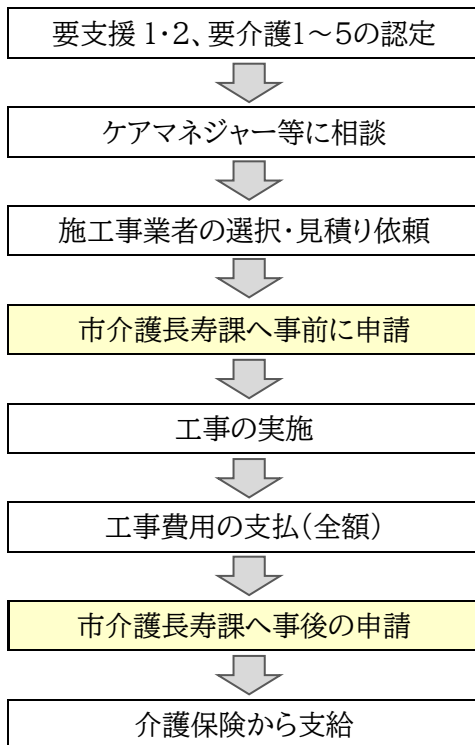
■いくら支給されるの？

要介護度にかかわらず、支給限度額は20万円(原則1回限り)です。住宅改修に要した費用の全額を利用者がいったん負担し、後日、9～7割分が介護保険から支給される「償還払い」が原則ですが、利用者の一時的な負担を軽減するための「受領委任払制度」があります。

■どんな改修が対象なの？

- ・手すりの取り付け、段差や傾斜の解消、滑りにくい床材への変更、移動しやすい床材への変更
- ・引き戸などへの扉の取り替え、扉の撤去、洋式への便器の取り替え
- ・その他、これらの改修に伴って必要となる工事

■手続きの流れ



◇事前に必要な書類

- ・申請書
- ・工事費見積書
- ・住宅改修が必要な理由書
(ケアマネジャーなどが作成します)
- ・改修前の状態を確認できる写真(日付入り)
- ・改修後の状態がわかるもの
(写真または簡単な図で)
- ・住宅の見取り図(改修箇所がわかるもの)
- ・住宅の所有者の承諾書
(その住宅の所有者が利用者でない場合)
- ・委任状(住宅改修費の受領者が異なる場合)

◇住宅改修費の支給申請

- ・領収書
- ・工事費内訳書
- ・改修後の状態を確認できる写真(日付入り)

住宅改修を行うときに注意したいポイント

◎改修を依頼する前によく検討しましょう

- 利用者の状況や日常生活の動線について
- 住宅の状況について
- 福祉用具の利用について
- 家族構成について
- 住宅改修の予算について

◎改修の内容は、専門家に相談しましょう

住宅改修を行う際には、ケアマネジャーが調整役となって、相談に応じたり、必要な書類を用意したりします。利用したい他の在宅サービスとあわせ、ケアプラン全体の中で、どのような住宅改修が必要なのかを検討するためにも、担当ケアマネジャーとよく話し合しましょう。

しかし、ケアマネジャーは必ずしも住宅改修の具体的な内容(例えば、どの位置にどのような形の手すりをつければよいかなど)に詳しいとは限りません。利用者の心身の状況をよく知る医師や理学療法士といった専門家を紹介してもらうなどして、より具体的なアドバイスを受けるようにしてください。

◎信頼できる施工業者を選び、必ず事前申請をしてください

住宅改修はその他の介護サービスと異なり、事業者の指定制度がなく、どのような施工業者でも介護保険による住宅改修を行うことができます。それだけに、施工業者を選ぶ際には十分な検討が必要です。また、必ず市へ事前の申請をして審査を受けましょう。

- 高齢者の住宅改修に実績があるか
- アフターサービスがしっかりしているか
- 介護保険の対象となる改修、対象とならない改修が明確にされているか
- 予算に応じた改修プランをたててくれるか
- 評判はどうか